

手続の大まかな流れ

① 事前相談・事前協議



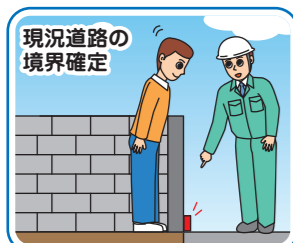
幅員4m未満の道路に面する土地において、建物を建築する場合等で、本事業の活用を希望される方は、まずは、市にご相談ください。

② 現地・周辺の調査



敷地や門・塀などの現状、周辺の状況について、市が調査・確認します。

③ 後退線等の確認・確定



後退用地などをはっきりさせるため、市、申請者、隣接地・向かい地の地権者等の立会のもと、道路の中心線・後退線等を確認・確定します。

④ 事業申請



後退用地を道路用地として寄附して頂くことなどが成立した場合は、事業の申請を行っていただきます。

⑤ 測量・分筆・登記



立会いの結果にもとづいて、市が後退用地などの測量・分筆・登記を行います。

⑥ 門・塀などの除去



市で道路の整備が行えるように、後退用地内などの門・塀などを除去してください。

⑦ 助成金等の支払い



門・塀などの除去等に係る助成金やすみ切り用地の買収金を申請者に支払います。

⑧ 道路の整備・維持管理



後退用地などの道路・側溝等の工事は市が行い、その後も市が維持管理していきます。

市民と市の連携による 安全・安心・快適な まちづくり

市民の方々のご協力とご理解のもと、
狭い生活道路の拡幅整備を推進します！



— 府中市狭あい道路整備事業 —

狭あい道路整備事業に関するお問い合わせは

府中市 建設部 都市デザイン課

府中市府川町315 (府中市役所) 電話(0847)43-7159 FAX(0847)46-1535



府中市

府中市狭あい道路整備事業の概要

生活道路は人や車の通行という本来の目的のほか、私たちの日常の生活において、日当たりや風通しなど良好な住環境を確保したり、地震や火災などの災害時の避難経路、消防車等の進入・救急活動等をする場として大切な役割を担っています。

しかしながら、市内の生活道路は道幅が狭いものが多く、「救急車や消防車が通れない」「地震時の避難が困難になる」など多くの問題を抱えています。

そこで、これらの生活道路の拡幅整備を推進するため、**市民の方々から用地を提供していただくことにより、市が拡幅に係る費用の助成や道路の舗装等を行う『狭あい道路整備事業』をスタート（平成23年12月施行）**することになりました。

本事業は、市民と府中市の連携のもと、安全・安心・快適なまちを目指すものです。皆様のご協力とご理解をお願いします。

別表 門・塀などの除去等に係る助成金一覧表

塀の除去	コンクリートブロック塀等	見付面積1㎡につき	4,000円
	木塀、フェンス等	長さ1mにつき	1,000円
門の除去	門柱・門扉	1カ所につき	10,000円
擁壁の除去		見付面積1㎡につき	28,000円
樹木の除去	幹の周囲が15cm以上30cm未満	1本につき	10,000円
	幹の周囲が30cm以上45cm未満	1本につき	20,000円
	幹の周囲が45cm以上	1本につき	30,000円
生垣の除去	高さ1m未満	長さ1mにつき	5,000円
	高さ1m以上	長さ1mにつき	10,000円
上水道施設の移設		1カ所につき	60,000円
下水道施設の移設		1カ所につき	60,000円

注) 幹の周囲は、樹木の地面からの高さ1.2mの位置で測定します。

対象とする道路

●都市計画区域内のすべての狭あい道路

<狭あい道路とは>

◎幅員4m未満の市道で建築基準法第42条第2項に規定する道路(市長がこれに準ずると認める道路を含む)。詳しくは、府中市にご確認ください。

建築基準法第42条第2項では、この法律の施行(昭和25年)以前から建築物が立ち並んでいる幅員4m未満の道を道路とみなし、**道路の中心線から水平距離2mの線を道路の境界線**としています。

後退用地

- 道路の中心線からの水平距離2mの線と狭あい道路との間に挟まれた土地をいいます
- 後退用地は**寄附**していただきます

すみ切り用地

- 角地の隅角を挟む2辺の長さを2mとする二等辺三角形の土地をいいます
- すみ切り用地は、当該用地にかかる**固定資産税評価額に相当する額で買収**します

門・塀などの除去等

- 別表による算出に基づき、**50万円を上限**として助成します
- ただし、2以上の路線で整備事業を行う場合は100万円を上限として助成します

測量・分筆・登記

- 市が行います

道路の整備・維持管理

